

三菱東京UFJ銀行派遣切り裁判 和解で解決

非正規労働者の不安定な雇用が大きな問題となっています。金融機関でもとりわけメガバンクなど大手金融機関では派遣労働者など非正規労働者が大量に勤務しています。非正規労働者は、正規社員と同じ内容の仕事に従事しながら、賃金が低だけでなく、リストラでは当然のように雇止めされる不安定な状況にあります。同時に、こうした非正規労働者が直接裁判に訴えたり、労働組合に加入して銀行と話し合い、雇用の確保を求める取り組みも始まっています。

三菱東京UFJ銀行で派遣労働者として働いていた労働者が派遣切り＝雇止めされて、銀行や派遣会社と争っていた裁判は、4月5日、東京地裁で和解により解決しています。原告のKさんは旧東海銀行で正規従業員として勤務した後に一度退職。その後東海銀行のパート労働者として勤務しました。

東海銀行が三和銀行と合併してUFJ銀行となったときに、派遣労働者とされましたが、Kさんは派遣労働者となることについて「今までと何も変わらない」との説明をうけて、三菱東京UFJ銀行となったのちにも同じように働き続けました。

しかし、2009年3月にKさんは派遣期間が終了したとして雇止めされました。三菱東京UFJ銀行は派遣労働者を直接雇用に転換していましたが、Kさんは直接雇用へ転換されず派遣労働期間の終了で雇止めとされた背景には、その前年に職場でパワハラを受け、Kさんがそのことを問題として訴えた事実がありました。

職場で起きた問題を立場の弱い派遣労働者を切り捨てて処理しようとする理不尽な雇止めを許せないとKさんは一昨年5月に東京地裁に提訴してたたかってきました。全国で多数の派遣切り裁判が闘われていますが、違法な派遣の雇止めであっても、雇止めを無効とする判決は皆無で、数件の判決が損害賠償のみを認める現状で労働者にとって厳しい裁判が闘われています。

この裁判では、実務に詳しい大手銀行労働者やOBが多数応援に駆けつけ、その協力を受けて弁護団が訴状や準備書面で精力的な主張を行い、Kさんの本人尋問及び銀行側の証人の反対尋問で、銀行を圧倒しました。その中で、裁判所が和解を打診し、原告Kさんが納得できる内容の和解を実現しました。弁護団は和解について、今後のたたかいへの到達点となるものと評価しています。

7月1日にはKさんの「解決・報告と激励の集い」が東京都内で開催されました。「集い」にはKさんのたたかいを支援した都市銀行関連労働組合の組合員や大手銀行OBなどがかけつけました。

Kさんは挨拶の中で、一緒に親しく働いた人たちが、裁判が始まると銀行の側に立ち事実と違うことを証言し、深い孤立感におちいった。弁護団から裁判のメールのたびに、今度はKさんについてどんな証言がされているのかと緊張し、体が動か

ないほど気持ちが重くなったと説明。

しかし、裁判にたくさんの方が支援に駆けつけて後ろから見守り、法廷での銀行側の狼狽振りも目にし、「本当に皆さんと一緒にたたかってくれていると強く感じた」と感謝しました。

この間、企業は、派遣法に違反する形で労働者を就労させ、雇い止め＝解雇が横行し、この不当な派遣切りにたいして多数の裁判が闘われています。

争点は、派遣法違反が明らかな場合、労働者が現実に就労していた派遣先に雇用されていたとみなす「地位確認請求」を裁判所が認めるかどうかにあります。

これが認められると、派遣切りされた労働者は派遣先(Kさんの場合では三菱東京UFJ銀行)との直接雇用関係が続いていたことになり、雇い止めが無効となります。松下プラズマ事件では、高等裁判所は「地位確認請求」を認めましたが、最高裁はこれを逆転させ、その後の裁判で「地位確認請求」はすべて退けられています。

しかし、多数の派遣切り裁判の中で、経営側の不当性を損害賠償等の形で認定する判決が出されています。Kさんの和解解決の意義について弁護団から「復職は実現できなかったが、従来判決の到達点を越える成果を和解で勝ち取った」点にあると指摘。Kさんの和解解決の後、日本郵便郵送の事件では到達点をもう一歩越える内容となったことを紹介して、弁護団の平井弁護士は、一連の派遣切り裁判について「多数の裁判闘争が連綿と続く中で、着実に前進している」と話して参加者を激励しました。